

公益財団法人山梨県下水道公社財務規程

(中 略)

第 8 章 契 約

(契約の方法)

第 72 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により行わなければならない。

2 入札の方法は、山梨県の例による。

(中 略)

(一般競争入札の参加者の資格)

第72条の4 公社は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 公社は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 第78条の5の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の規定により一般競争入札に参加できない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってその役員が暴力団員であるもの

(2) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(3) 資格審査を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

公益財団法人山梨県下水道公社財務規程

(中 略)

第72条の5 理事長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 理事長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第72条の6 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第72条の7 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 理事長は、前項の公告において、入札に参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(以 下 省 略)

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。